

資料編省略

今後の青少年社会教育施設のあり方について

〈 大山青年の家 〉

（ 審議のまとめ ）

平成27年2月

大山青年の家運営委員会

目 次

| | | |
|---|--|-----|
| 1 | はじめに | … 1 |
| 2 | 施設の使命（ミッション）の再確認・見直し （社会的背景） （基本的視点） | … 2 |
| 3 | 施設の機能の整備・充実について 〈青少年の体験活動の中核施設として〉 | … 3 |
| | （1）青少年を巡る現代的な課題への対応 | … 3 |
| | （2）体験活動の指導者の養成、ボランティア活動の充実・支援 | … 3 |
| | （3）体験活動に関する調査研究 | … 4 |
| | （4）情報発信機能の充実 | … 4 |
| | （5）施設の稼働率について | … 5 |
| 4 | 関係機関・団体との連携の在り方について | … 6 |
| | （1）学校教育との連携 | … 6 |
| | （2）社会教育関係団体（子ども会、青年団等）との連携 | … 7 |
| | （3）様々な世代の機関・団体との連携 | … 7 |
| | （4）大学、NPO、民間企業等との連携 | … 8 |
| 5 | 施設の管理運営の在り方について | … 9 |
| | （1）施設の目指すべき方向性 | … 9 |
| | ①方向性 | |
| | ②適切な評価の実施 | |
| | （2）新たな視点に立った管理運営（案） | …10 |
| | （3）導入に当たっての留意事項（指定管理者制度の適用の場合） | …11 |
| | （4）利用者のニーズに応じた施設の整備充実 | …12 |
| | （5）施設の安全管理 | …12 |
| | （6）取組状況の点検と効果検証の枠組み | …12 |
| | ○審議の経過及び委員名簿 | …13 |
| | 【資料編】 | |
| | 資料1 課題事項の整理 「事業棚卸し」等での意見への対応 | …15 |
| | 資料2 協議での主な意見等（平成26年度運営委員会） | …29 |
| | 資料3 県民アンケート結果の概要 | …33 |
| | 資料4 施設利用状況等関連資料 | …47 |

1 はじめに

これからの社会を担う青少年を健全に育成し、自立を促すためには、自然体験をはじめとした様々な体験活動の機会や場を提供することが必要不可欠である。

青少年社会教育施設は、学校教育と連携して、家庭や学校だけでは得がたい体験活動を子どもたちに提供し、健全な青少年の育成する役割を果たしている。

鳥取県では、昭和37年の鳥取青年の家の開所を皮切りに、集団宿泊体験を通じた青少年の健全育成を目的として、順次、青少年社会教育施設を整備されてきた。

大山青年の家も昭和54年に開所され、自然の中での集団宿泊訓練や体験活動を通じた青少年教育の場として提供されてきた。

一方、国や他の地方自治体の類似施設においては、行財政改革や規制緩和等の観点から、運営体制の見直し等の動きも進んでいる。

鳥取県においても、平成24年度の事業棚卸しにおいて、船上山少年自然の家及び大山青年の家に関して、施設の必要性はどちらも高い評価があったものの、その効果性や運営主体のあり方については「改善継続」との評価となり、指定管理者制度の導入を含めて、運営のあり方を抜本的に検討すべきとの意見を受けている。

このような状況の中で、平成25年度に外部有識者による大山青年の家運営委員会が設置され、議論の結果、今後の施設のあり方について一定の方向性が示された。新たな運営委員で構成された平成26年度運営委員会では、さらに議論を深め、前年度の検討結果や「施設のあり方についての県民アンケート」の結果などをもとに、多角的・総合的に施設のあり方を検討してきた。

本審議のまとめは、平成26年度の運営委員会での審議内容を集約したものである。

この審議を通じて、各委員が強調したのは、青少年に対する体験活動の重要性、そして、それを支える青少年社会教育施設の役割の大きさと指導者の育成、施設整備の充実等の課題であった。

本格的な人口減少、児童生徒数減少の時代を迎え、青少年社会教育施設のあり方を明らかにすることが問われている。

今後は、鳥取県教育委員会において、この審議のまとめの趣旨を教育行政施策や青少年社会教育施設の運営等に反映させるとともに、青少年社会教育施設が本県の青少年の体験活動の中核施設として充実、発展されることを切に願うものである。

2 施設の使命（ミッション）の再確認・見直し

（社会的背景）

・昭和54年(1979年)の開設から35年を迎える。
設立当時から今日までは、時代背景、社会環境の変化とともに、青少年のおかれている環境にも様々な変化が見られる。

・我が国の人口は平成20年(2008年)をピークとして人口減少局面に入っている。
県内の児童生徒数も減少期に入っており、また社会教育関係団体（子ども会、青年団、PTA等）の構成員数も減少している。

＊県内中学校卒業生数

H16年3月 6,969人 → H26年3月 5,427人（10年間で1,542人減）

・青少年を取り巻く環境は、ライフスタイルの多様化や情報化の進展など大きく変化している。規範意識やコミュニケーション能力などの低下も指摘されている。
・子どもたちがインターネットやゲーム機等を介した「間接体験」や「疑似体験」に浸る機会が多くなっている一方で、自然体験や友達と遊ぶなどといった体験の機会が減っていることから、社会全体で子どもたちに実社会や自然に実際に触れ、かかわり合う「直接体験」の機会を提供していく必要性が指摘されている。
・青少年の健全育成にとって、体験活動は人づくりの柱であり、その重要性はますます高まっている。

（基本的視点）

・施設は学校教育と連携して、家庭や学校だけでは得がたい体験活動を子どもたちに提供し、健全な青少年の育成する役割を果たしてきた。
・人口減・児童生徒数減少期の中にあっても、児童生徒の利用者数は着実に増加している。全体の利用者数も年々増加している。
・青少年のおかれた現状、社会環境の変化を踏まえ、これまでの施設の成果を継承しながら、積極的に、事業の視野の拡大と拡充を図ることが求められる。

・施設においては、様々な体験活動を通じて、青少年の健全育成と生涯学習の振興を図っている。
・教育施設としては、
学校教育と連携して家庭や学校では得がたい体験活動を青少年に提供している。
青少年の健全育成を図るためには、なくてはならない施設として認識され、利用者数の増加につながっている。今後は、学校現場での体験活動の指導力向上に向けた研修機能を持つ視点も重視すべきである。
・生涯学習施設としては、
現在の利用状況は、学校の他に、子ども会、PTA、放課後児童クラブ、高齢者団体、福祉団体、スポーツ少年団、病院、企業など年齢や種別に広がりを見せている。
利用目的も、仲間づくり、ふるさと学習など魅力ある地域づくりに向けた課題に対する需要も高くなっている。今後は、住民の学びたいニーズだけでなく、環境問題や防災教育など地域で問題となっている課題や社会的問題などに対応した、教育的視点をもった機能も大切となっている。

・施設は、青少年を対象とした目的施設として設立されたが、青少年の豊かで安定した成長と自立に当たっては、異世代との交流・ふれあいが不可欠である。
・青少年の体験活動の機会を増やすには、保護者をはじめ、地域住民が体験活動への関心や理解を高めていくことが大切である。
・施設は、これまでのように教育施設としての専門性を堅持しつつ、生涯学習施設の一翼を担うため、地域と関わりながら少子高齢社会に対応する役割が求められる。

3 施設の機能の整備・充実について

〈 青少年の体験活動の中核施設として 〉

(1) 青少年をめぐる現代的な課題への対応

【考え方】

- ・近年、不登校やひきこもりの児童生徒への支援、子どもの体力低下や自然体験、集団体験の不足への対応など、学校や家庭だけでは解決が困難な課題が増加している。
- ・現代的課題に対しては、体験活動によって一定の効果を確認できている。
- ・集団宿泊活動については、学習指導要領で、一定期間（一週間程度）にわたることが望ましいとされており、利用しやすい体制づくりが必要である。

【具体的対応例】

(早期に取り組むべき事項)

- ・学校教育と連携できる体制の整備
- ・現代的課題を的確に捉え、迅速に対応できる体制の整備
- ・幅広い年齢層や地域の人々と交流できるプログラムの充実
- ・ボランティア活動を学び、実践できるプログラムの充実
- ・長期宿泊体験モデルプログラムの開発、充実

(2) 体験活動の指導者の養成、ボランティア活動の充実・支援

【考え方】

- ・学校等において、青少年への質の高い体験活動を提供するためには、専門性を有する指導者（教員）の養成が不可欠である。学校教育現場における指導者の養成を展開していくため、教育センターと連携して研修体系を構築していく必要がある。
- ・施設に配置の指導員について、教育研修の一環として位置づけ、複数年度にわたる体験活動の指導経験を積み重ね、段階的にその資質を高めていく人材養成システムを整備すべきである。
- ・施設での体験活動では、指導員とともに、高校生、大学生がボランティアとして活躍している。今後も学生ボランティアの裾野を広げるとともに、関心の高い県民が広く参加しやすいボランティア講座等の開催も必要である。

【具体的対応例】

(早期に取り組むべき事項)

- ・施設ボランティア養成プログラムの充実

(取組に向けて検討すべき事項)

- ・教育センター研修との連携（新規採用研修、2年次研修、10年次研修等）
- ・施設指導員を学校等の研修会へ講師として派遣
- ・複数年度にわたる指導員の配置と人材養成システムの構築
- ・自然体験活動指導員の配置

(3) 体験活動の有効性の把握

【考え方】

- ・体験活動の有効性については、どのプログラムや活動がどのような効果を発揮しているかどうか、詳細な調査研究は不十分な状況である。
- ・体験活動による具体的な効果を調査研究するとともに、わかりやすく情報提供していくことが必要である。
- ・様々なプログラムについて、科学的な評価や成果を引き出すため、実践記録や統計資料等のデータを保存・整理・分析する必要がある。

【具体的対応例】

(早期に取り組むべき事項)

- ・信頼性のある調査研究の実施
(「生きる力」を測定・分析する「IKR調査」*等の活用)
- ・長期宿泊体験モデルプログラムの実践、研究

(取組に向けて検討すべき事項)

- ・大学等高等教育機関との合同研究、連携
- ・大学での教職課程履修のための研修の場として活用

*「生きる力」を測定・分析する「IKR調査」

体験活動の効果を評価するため、体験活動事業や集団宿泊活動に参加した子どもたちの事前・事後の変容を測定する28項目の質問調査。
(独立行政法人国立青少年教育振興機構)

(4) 情報発信機能の充実

【考え方】

- ・県民アンケート結果から、青少年が利用する施設とのイメージがあり、年代によっては関心もない、存在自体知らないという現状もある。
誰もが計画的に利用できるよう情報提供する必要がある。
- ・体験活動の効果、有効性など、学校関係者や県民向けにわかりやすく情報提供する必要がある。
- ・施設を多くの地域住民に知ってもらい、活用いただくことは、地域が施設を支えるという意識に繋がり、体験活動の充実へと展開することもできる。
- ・県民に親しまれる施設の名称についても検討すべきである。

【具体的対応例】

(早期に取り組むべき事項)

- ・情報発信手段の多様化、内容の充実
- ・体験活動プログラムの充実、わかりやすい情報提供

(取組に向けて検討すべき事項)

- ・体験活動効果の検証とわかりやすい情報発信
- ・未利用団体、未利用者層の調査、分析
- ・アウトドア活動等関連団体、機関等との連携
- ・県民に親しまれる施設の名称の検討

(5) 施設の稼働率について

【考え方】

- ・ 経営努力により人口減少期にあっても、利用者数、団体数とも増加している。
また、宿泊利用者だけでなく、近隣からの日帰り利用者も多い。
- ・ 施設の稼働状況の実態を把握するに当たっては、効率的な利用状況の観点から、宿泊利用の有無による利用者数の把握とともに、宿泊棟の定員稼働率（延べ宿泊者数／総収容人数）や宿泊室稼働率（利用部屋数／総部屋数）、指導員の稼働率など、複数の指標を総合的に検証していくことが必要である。
- ・ 施設は、単なる宿泊施設ではなく、あくまでも教育施設であり、稼働率の高低を最大の評価指標として用いることは慎重にすべきであり、教育上のような効果が得られたか、施設の機能をどれだけ発揮したのか等の評価手法も併せて検討すべきである。

【具体的対応例】

（早期に取り組むべき事項）

- ・ 県民へのわかりやすい情報提供（稼働状況）

（取組に向けて検討すべき事項）

- ・ 稼働率の適正な評価のための、必要な記録簿や統計資料の整備
- ・ 国立施設等と連携した新たな評価手法の開発、改善

4 関係機関・団体との連携の在り方について

(1) 学校教育との連携

【考え方】

- ・ 現行の学習指導要領では、ボランティア活動や自然体験活動など、体験活動の充実を図ることとされている。
- ・ 不登校やひきこもりの児童生徒への支援もますます必要となっている。
- ・ 集団宿泊活動については、一定期間（1週間程度）にわたって行うことが望ましいとされている。学校が利用しやすい体制整備を図る必要がある。
- ・ 体験活動を各教科の学習としても位置づけられるよう、体験活動プログラムを開発し、積極的に学校に情報提供することが必要である。
- ・ 利用団体の規模や児童生徒の発達段階に応じた、多様なテーマ性を持ったプログラムを開発し、積極的に学校に情報提供することが必要である。
- ・ 学校の教員を対象とした体験活動指導者養成に努める必要がある。
- ・ 本県の土曜授業等の効果的な実施に向けて、施設を利用して行う体験活動プログラムも活用できるよう連携を図る必要がある。
- ・ スマートフォン等の長時間利用による生活習慣の乱れが課題となる中で、関係機関と連携して、依存解消等に向けた宿泊体験活動などの検討を進める必要がある。
- ・ 施設の利用が低調となる冬期間における、学校が利用しやすい魅力的なプログラムを開発する必要がある。

【具体的対応例】

(早期に取り組むべき事項)

- ・ 施設を活用した体験活動を組み込んだ指導案の提案
(土曜授業等での施設の活用等)
- ・ 長期宿泊体験活動プログラムの開発、充実
- ・ 学校での体験活動の充実に向けた教職員研修の充実及び活用できる体験活動プログラムの開発、普及
- ・ 教育支援センターとの連携
(不登校、ひきこもりの児童生徒への体験活動プログラムの適用・検証等)

(取組に向けて検討すべき事項)

- ・ 学校支援地域本部、学校支援ボランティアとの連携
(指導員派遣、体験活動ノウハウの指導等)
- ・ 教育センターとの連携 (新規採用研修等での施設の活用等)
- ・ 国、医療機関、学校等と連携したネット依存対応の検討

(2) 社会教育関係団体（子ども会、青年団等）との連携

【考え方】

- ・子ども会等の社会教育関係団体は、青少年の健全育成のため様々な体験活動を企画、実施している。
各関係団体と協働して企画・開発することが必要である。
- ・青少年の体験活動の機会を充実するためには、保護者の理解、協力が必要である。
保護者自身が体験活動への興味・関心を高めることにつながるよう関係団体等と連携して取り組むことが必要である。
- ・団体のネットワークを活かし、施設からの効果的な情報発信を検討する必要がある。
- ・施設の利用が低調となる冬期間における、団体が利用しやすい魅力的なプログラムを開発する必要がある。

【具体的対応例】

（早期に取り組むべき事項）

- ・関係機関・団体等と連携した、より魅力的、専門的なプログラムの開発
（就学前教育との連携）
（家庭の教育力向上に向けた親子プログラム等の開発）
- ・団体と連携した施設からの効果的な情報発信

(3) 様々な世代の機関・団体等との連携

【考え方】

- ・様々な世代との交流は、豊富な経験や体験、知識等を青少年に伝えることを通じて、青少年の豊かな人間性を育むことにつながる。
- ・異世代交流の場を設けることは、生きがい対策とも関連する。
- ・県民アンケートから、青少年だけが利用するものというイメージがあり、世代によっては関心が高くないことも確認された。
幅広い年代層が計画的に利用できる場であることを情報発信することが必要である。

【具体的対応例】

（早期に取り組むべき事項）

- ・関係機関・団体等と連携した、より魅力的、専門的なプログラムの開発
- ・団体と連携した施設からの効果的な情報発信

(4) 大学、NPO、民間企業等との連携

【考え方】

- ・大学、NPO、民間企業等は、行政機関とは異なる専門的、実践的、効果的なノウハウを保有、蓄積している。
連携、協働して、魅力的な体験活動プログラムの開発、充実を図る必要がある。
- ・大山を中心とした県西部地域には、アウトドア活動等専門的・実践的スキルを蓄積した団体が多く存在している。
団体が持つ専門性やネットワークと、施設が持つ専門性を組み合わせることにより、県西部地域のフィールドを活かした新たな体験活動プログラムの開発を検討する必要がある。
- ・本県では、隣県に設置されている独立行政法人国立青少年教育振興機構の青年の家との人事交流、情報交換等の連携を図っている。
今後、事業の共同実施やプログラムの共同開発等の連携も検討する必要がある。
- ・団体のネットワークを活かし、施設からの効果的な情報発信を検討する必要がある。

【具体的対応例】

(早期に取り組むべき事項)

- ・関係機関・団体等と連携した、より魅力的、専門的なプログラムの開発
- ・団体と連携した施設からの効果的な情報発信

5 施設の管理運営の在り方について

(1) 施設の目指すべき方向性

【考え方】

- ・施設設置から37年を迎える。
- ・今後も人口減、児童生徒数減の厳しい状況は続く。
- ・施設の稼働率や県民の認知度、青少年の現代的課題に対する対応など、いくつかの課題も確認できた。
- ・これまでの成果を継承しつつ、施設利用者が増加している今だからこそ、今後の方向性を明らかにすることが、施設の発展と改善につながるものとする。
- ・今後とも体験活動の中核機関として、学校関係者や県民に、施設の果たす役割や目標をわかりやすく明示するとともに、目標達成に向けた適切な評価を行っていくことが必要である。
- ・今後の方向性を踏まえた目標設定に当たっては、急速に変化する社会情勢の中で、対応すべき課題も刻々と変化していることから、例えば中期運営目標（3年～5年の期間）を設定し、施策効果をできるだけ客観的な指標により検証し、必要な改善につなげることを検討すべきである。

① 方向性

教育施設としての本質を踏まえて、基本軸をしっかり持ちながら、しかし、大胆に新たな社会的要求、課題に応じていく

○青少年教育施設としての機能強化

- ・中核施設としての機能の整備充実
- ・次代の青少年の夢を育み、成長と自立を励ます施設
- ・現代的課題に対応した新プログラム開発・検証への重点的取組

○生涯学習施設としての役割の明確化、機能強化

- ・幅広い年齢層における利用者増
(就学前教育から成人・高齢者層まで含めた利用拡大の取組)
- ・青少年教育を通じた世代間交流の促進
- ・広報機能の向上、積極的な情報提供

② 適切な評価の実施

当該施設に課せられた役割・機能や今後の方向性に基づき、事業実施状況や施設運営状況を点検し、改善向上させていくためには、適切な評価が不可欠である。

なお、前述の「施設の稼働率について」の考え方のおり、教育施設としての特性に十分配慮し、偏りのない評価指標により、多面的に判断していく対応が求められる。

評価指標

(中期運営目標) (例)

- ・利用者アンケートによる満足度は、引き続き %以上を維持する。
- ・利用閑散期(冬期間)の利用者数を3年間で %増加させる。
- ・学校の宿泊体験日数を増加させる。 等

(2) 新たな視点に立った管理運営 (案)

【考え方】

- ・青少年社会教育施設として、児童生徒数減少や青少年の現代的課題への対応など新たな時代に即応した事業や体験活動のあり方を模索しつつ、県民から信頼される効果的な活動を展開していかねばならない。
- ・当施設は、学校現場に熟知した社会教育主事や指導主事、指導員等の専門的職員を有し、質の高い体験活動を組織的に提供する教育機関でもあり、中核的機能である指導業務部門については過去の蓄積やノウハウを活かした運営方法を継続すべきである。
- ・指導業務部門がさらなる柔軟な発想や創意工夫により、効果的に利用者の拡充や活動の質の向上を図っていくため、一層の情報発信機能の充実や施設運営の効率化に向けて、民間等の活力を引き出す運営手法も検討すべきである。

○指導業務部門

- ・学校教育との連携により蓄積した指導業務の知識、技能等を活かす。
- ・新たな課題に対応できるよう機能を集約する。

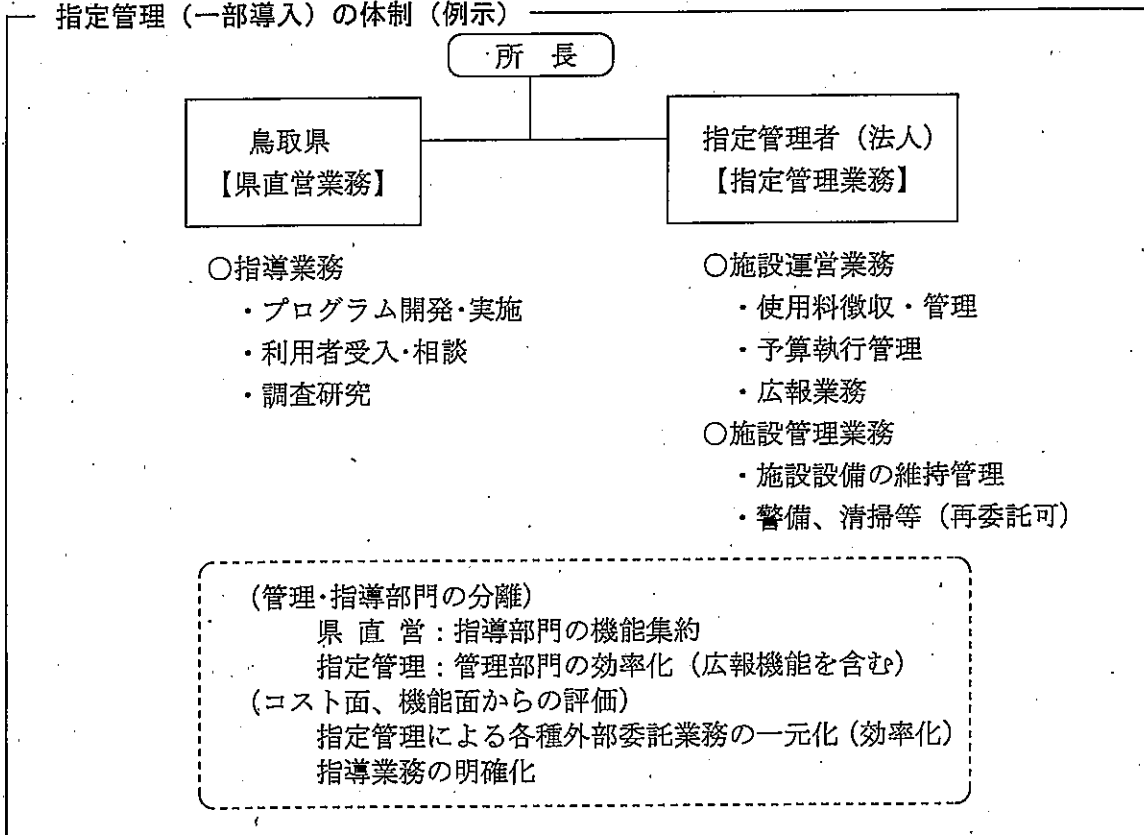
⇒ 県直営方式の継続

○指導業務部門以外の機能

- ・課題とされた広報機能の強化、総務業務の効率化を図る。

⇒ 民間等活力の導入 (指定管理者)

指定管理 (一部導入) の体制 (例示)



(3) 導入に当たっての留意事項（指定管理者制度の適用の場合）

ア 指定管理者制度に対する懸念材料の整理、検討

指定管理者制度は、制度創設の趣旨から住民サービスの向上や経費削減等の様々な効果が期待できる反面、創設当初から数多くの懸念や課題が問われ続けてきた。

当施設への導入を検討するに当たっては、これらの懸念材料を整理、検討しておくべきである。

○制度をめぐる懸念や課題（例）

- ・施設機能の弱体化……教育機能、専門性の軽視、人的基盤の弱体化、コストや定量的なものへの偏重
関係機関との連携の維持への懸念 等
- ・公的責任の曖昧さ……本来の施設目的・ミッションへの影響、過度な採算性重視への懸念

イ 教育機能への影響

学校や市町村等と連携し、質の高い体験活動を組織的に展開する教育施設であることから、新たな管理運営の導入に当たっては、

- ・設置目的・理念の明確化
- ・仕様書や契約書の明示
- ・県と管理者との適切な役割分担
- ・専門性を持った人材の確保と育成 など、

十分留意すべき課題である。

ウ 全体を見渡した施設管理

業務全体を県直営部分と指定管理部分とに分割するに当たっては、施設経営全体を見渡し、全体を差配し、バランスのとれた運営を図る経営感覚が求められる。

エ 指定管理者たり得る民間等の存否、分布状況の確認

経営主体としての指定管理者たり得る民間等が、当施設の立地状況を考慮して、県西部エリア又は県内において現実に存否するのか、事前に綿密な調査が求められる。

オ 生涯学習機能の強化への対応

県民から期待される施設に向けて、魅力あるプログラムづくりは不可欠である。

学校教育と連携した青少年対象のプログラムづくりから、幅広い年齢層を対象としたプログラムの整備充実も求められる。

青少年対象と大人対象の活動体験指導が同じで良いのか、現在の指導員体制では大人向けの指導対応は困難ではないか、との指摘もある。

青少年対象以外のプログラム作成については、外部の機関・団体等との連携を図るなど、対象者別の指導体制のあり方にも留意する必要がある。

(4) 利用者のニーズに応じた施設の整備充実

- ・施設は、平成 24～25 年度にかけて耐震化補強を図っている。
しかし、設置から 35 年が経過し、内装や各種設備等の老朽化も目立っている。
- ・より良い環境の下で利用者が安心して活動できるよう、施設設備の整備充実を図る必要がある。

(5) 施設の安全管理

- ・施設のフィールドを使った自然体験活動は、利用者の身体や生命に関わる事態が生じる危険性が常にある。
- ・施設では、設立時から安全管理には万全を図ってきたことから、利用者の生命に関わるような重大な事故等は発生していないところではあるが、管理マニュアルの点検・改善と訓練の励行、職員研修の実施など、安全管理意識を引き続き高めていくことが必要である。

(6) 取組状況の点検と効果検証の枠組み

- ・平成 24 年度の事業棚卸しでの意見を受けて、翌年度から運営委員会（外部評価委員会）を設置、運営している。
- ・今後の方向性を踏まえた取組や施設の運営状況を検証し、明確な PDCA サイクルのもとで必要な改善につなげていくべきである。

○審議の経過及び委員名簿

第1回運営委員会

平成26年10月3日(金) 14時30分～16時30分 大山青年の家

第2回運営委員会

平成26年11月14日(金) 9時～11時 西部総合事務所

第3回運営委員会

平成26年12月8日(月) 9時～11時 西部総合事務所

第4回運営委員会

平成27年2月5日(木) 9時～11時 西部総合事務所

| 氏名 | 役職等 |
|----------------|----------------------|
| 遠藤 量 | 県西部地区社会教育主事 OB 会顧問 |
| (委員長) 小野 達也 | 鳥取大学地域学部 地域政策学科教授 |
| 角 千春 | 鳥取県ふうせんバレーボール協会会長 |
| 手嶋千恵里 | 南部町立会見第二小学校長 |
| 野嶋 功 | 北条レンタカー経営者 |
| 船越 元熙 | 経営コンサルタント |
| 湯浅 厚子 | 米子市子ども会連合会会長 |

